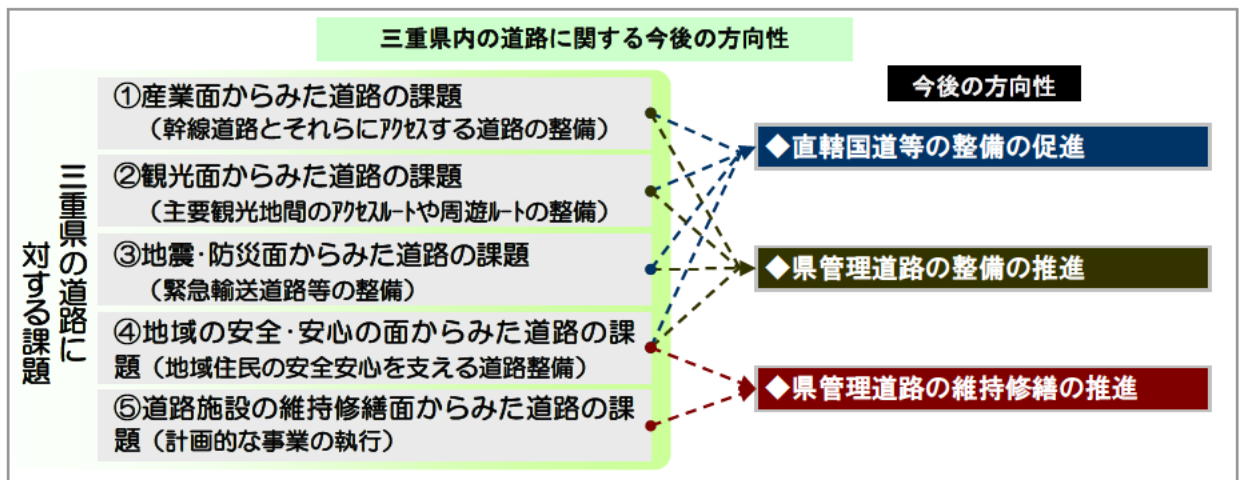


1. 3 今後の方向性

三重県では東名阪自動車道、国道1号、国道23号などの幹線道路を中心に慢性的な渋滞が発生しており、産業や観光の振興に大きな影響を与えています。また、全国的にみて道路の改良率は低く、特に山間地域では、未整備区間が多いことから、緊急車両の通行に支障を生じたり、医療施設への移動に時間を要したりするなどの課題を抱える道路が多く残っています。

さらに、大規模地震や集中豪雨等による地域の孤立を防ぐとともに、一たび被害が発生した場合に救助・救援活動や生活の復興支援の基盤となる災害に強い道路が求められています。

このように、地域の更なる発展や、県民の安全・安心な暮らしを確保するため、三重県においては、まだまだ道路の整備が必要な状況にあります。このため、既存の道路施設の適正な維持管理を行いつつ、県民の望む真に必要な道路整備を行うために、三重県内の道路に関する今後の方向性として、直轄国道等の整備の促進、県管理道路の整備の推進、県管理道路の維持修繕の推進の3つを掲げて取り組んでいくこととします。



◆直轄国道等の整備の促進

地域の経済活動や都市連携の向上を目的に、直轄国道等の整備を促進します。

北・中部地域など産業が集積する地域における経済活動を支えるとともに、中・南部地域など観光資源の豊富な地域における都市と地域あるいは地域間の連携の向上をはかり、また、広域的な緊急時の輸送等の基盤となる災害に強い道路網を構築するため、直轄国道等の整備が必要不可欠です。

新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路などの高規格幹線道路や、北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道について、県としては国等に働きかけ、関係機関と連携しつつ、整備促進を図ります。

◆ 県管理道路の整備の推進

県民、来県者の安全性や利便性の向上を目的に、県管理道路の整備を推進します。

地域間の連携機能の充実や災害時における地域の孤立の防止をはかり、また、街区の形成、線形不良・幅員狭小区間の解消、歩行者・自転車の安全確保といった地域ごとの交通需要への対応など、県内のさまざまな活動を支える県管理道路の整備を推進する必要があります。

幹線道路にアクセスする道路や、緊急時・災害時に対応できる道路、地域の課題やニーズに的確に対応する道路の整備推進に取り組みます。

◆ 県管理道路の維持修繕の推進

県管理道路の安全な機能の確保を目的に、計画的な維持修繕を推進します。

道路施設が安全に利用できるよう、適切な維持修繕を行っていく必要があります。

限られた予算の中で道路の安全な機能を確認するために、予防的な修繕等を実施するなど計画的な維持修繕に取り組みます。

以上3つの方向性を受けて、第2章にて県管理道路の整備について詳細を述べます。



第2章 県管理道路の整備

第2章 県管理道路の整備

三重県内の道路に関する今後の方向性を踏まえた県管理道路の整備について示します。

2.1 策定の背景と県管理道路の整備方針

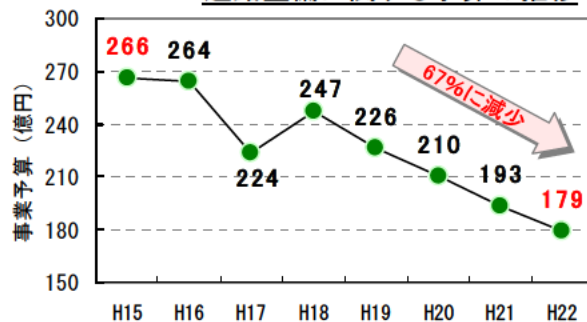
(1) 「新道路整備戦略」の見直しの背景

三重県では、平成15年度に策定した「新道路整備戦略」（計画期間15年間〔平成15年～平成29年〕）に基づき県管理道路の整備を進めてきており、これまで一定の進捗を図ってきました。

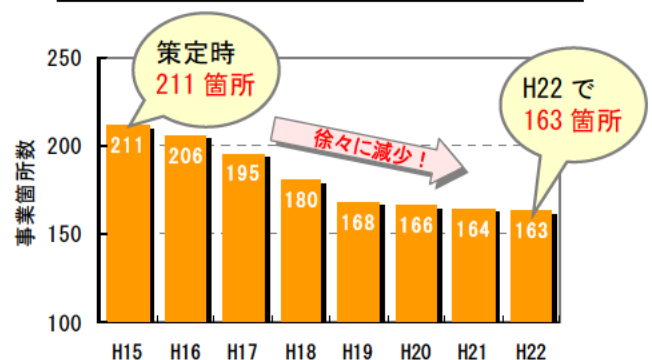
しかし、社会経済情勢の変化などにより、道路整備に関する年間の事業予算は減少しており、「新道路整備戦略」策定時に想定した、年間約270億円の投資規模が、平成22年度には、約67%の179億円/年まで減少しています。

これにともない、事業箇所数も策定時における211箇所から、平成22年度時点で約77%の163箇所にまで落ち込んでいます。

■「新道路整備戦略」への
道路整備に関する予算の推移



■「新道路整備戦略」の事業箇所数の推移



また、高度経済成長期に建設された道路施設が高齢化し、今後は修繕・更新費用が増大することが予想されます。

このまま新設・拡幅を目的とした抜本的な改良のみを進めていくと、道路整備に必要な予算を確保することが困難になり、事業箇所数の更なる減少や、完成の大幅な遅れ、新規着手が困難になるなど、道路整備に対する県民のニーズに十分応えることが出来なくなってしまいます。

さらに、公共事業予算の減少や道路予算の一括交付金化、直轄負担金の廃止や直轄国道の県への管理移管、県管理道路の市町への管理移管など、今後の道路整備をとりまく情勢は不透明であり、中長期にわたる道路整備への年間投資額を設定することは困難な状況です。

このように、現在の道路整備を取り巻く状況を踏まえ、以上の2つの観点から「新道路整備戦略」を見直します。

- ① 道路整備に対する県民のニーズへの的確な対応
- ② 道路整備をとりまく情勢変化への対応

(2) 県管理道路の整備方針

三重県における県管理道路の整備方針は、「①道路整備に対する県民のニーズへの的確な対応」のため、柔軟な整備手法を導入します。また、「②道路整備をとりまく情勢変化への対応」のため、短期的な「道路事業計画」を策定します。

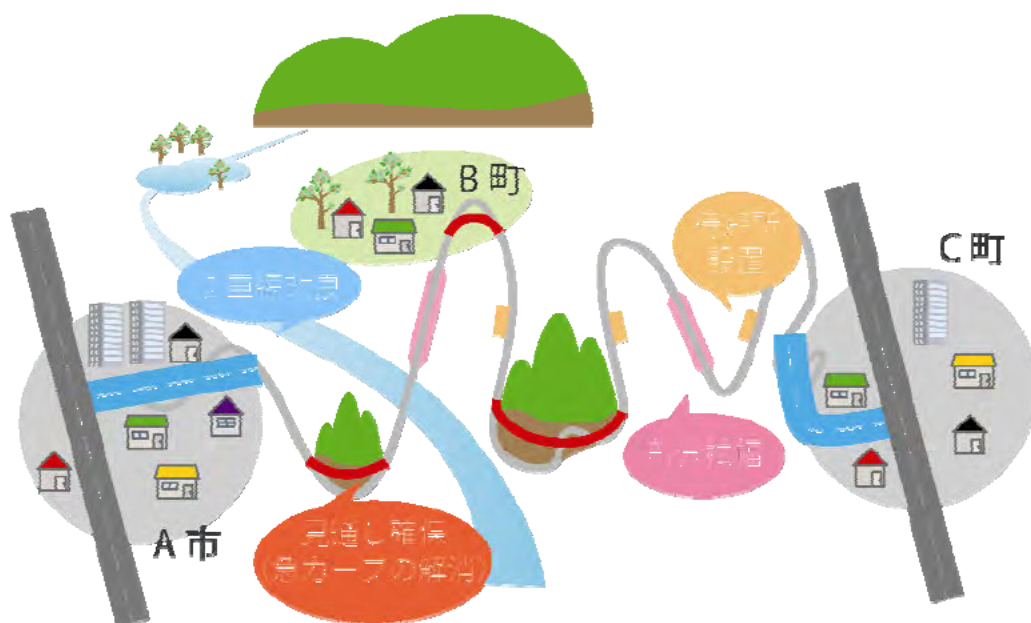
「柔軟な整備手法」の導入

道路の整備については、道路整備に関する事業予算の減少に伴い、従来の新設や拡幅のみでの対応では、完成時期の大幅な遅れが生じ県民のニーズへの的確な対応が出来なくなることから、各路線に求められる役割や機能に応じ、新設・拡幅などの抜本改良に加え、待避所の設置や道路空間を有効に活用した部分的な改良などの柔軟な整備手法を織り交ぜます。

〈待避所設置によるすれ違いが
困難な区間の解消事例〉



【柔軟な整備手法を織り交ぜた道路整備のイメージ】



2. 2 県管理道路の整備方針に基づく「道路事業計画」の策定・公表

(1) 「道路事業計画」の目的

県管理道路の整備方針に基づき、各地域における今後の県管理道路の整備の方向を具体化するため「道路事業計画」を策定・公表します。

公共事業予算の削減や個別補助金の一括交付金化、直轄国道の県への移管の議論など、道路をとりまく情勢は不透明です。

また、効果的で効率的な道路整備を進め、道路整備に対する県民の理解を深めていくためには、より透明性を確保することが重要です。

このため、「道路事業計画」として、県民のニーズや社会情勢を的確に反映するため、3年間の事業計画を策定し、毎年度、更新し公表します。

(2) 「道路事業計画」の内容

「道路事業計画」では、県管理道路における、道路改良事業（車道の拡幅を伴う道路改良事業）の現状や見込みについて、『事業実施箇所』、『事業実施検討箇所』として整理し、公表します。

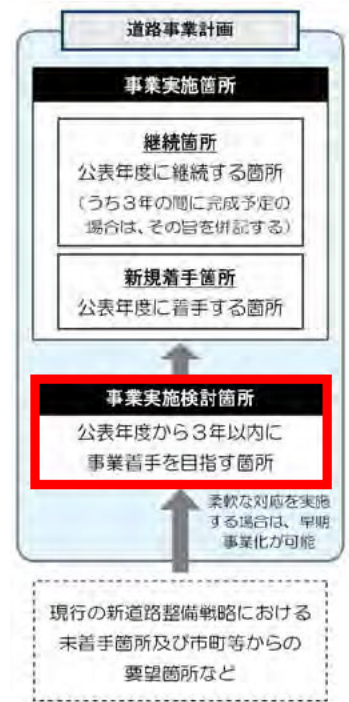
① 「事業実施検討箇所」

「事業実施検討箇所」は、

1. 事業規模や道路事業予算等を勘案し、概ね3年以内に事業着手を目指す箇所
2. 整備の目的や整備概要等について、地元市町や地域の代表者等の概ねの理解を得ている箇所

などの事業熟度に達した箇所です。

※ 事業実施（事業着手）とは、主に工事や用地買収の実施を言います。



② 「事業実施箇所」

「事業実施箇所」は、

1. 事業着手の準備が整い、予算面も含め工事や用地買収を進める段階に達した箇所
2. 事業着手に向け、整備の目的や整備概要等について、地元等の十分な理解や協力が得られる箇所

などの事業熟度に達した箇所です。

このうち、前年度に引き続き事業を実施する箇所を「継続箇所」、公表年度に新たに事業着手する箇所を「新規着手箇所」としています。

また、事業実施箇所の当面（3年の間）における完成供用や、一定規模（概ね500m）以上の供用予定についても、あわせて公表します。

